

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

MAY 29TH 2019

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- IMF 米中貿易摩擦の影響試算 世界成長率を 0.3 ポイント下押し
- 雇用安定策の強化へ 「雇用指導グループ」を設置

【貿易・投資】

- 4 月の直接投資額 対内 2.8%増 対外 6.5%減
- 1-3 月のサービス貿易 輸出が前年比 10.3%増 技術・知識集約型サービスが顕著
- 中部開発地区への産業移転を促進

■ RMB REVIEW

- 当局による元安率制を受け急落一服

■ EXPERT VIEW

- 中国の外商投資法の概要

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆IMF 米中貿易摩擦の影響試算 世界成長率を0.3ポイント下押し

IMFは23日、米中貿易摩擦の激化によって世界の経済成長率が0.3ポイント押し下げられるとする試算を発表した。IMFは、4月に改訂した「世界経済見通し」で、2019年の世界全体の成長率を前期から0.2ポイント引き下げて+3.3%と予測したが、さらに0.3ポイント下方修正されれば+3.0%に落ち込むことになる。

米中貿易摩擦を巡っては、米国が5月10日、制裁関税第3弾の中国製品2,000億米ドル相当の輸入に対する追加関税率を10%から25%に引き上げ、これに対抗して中国側も

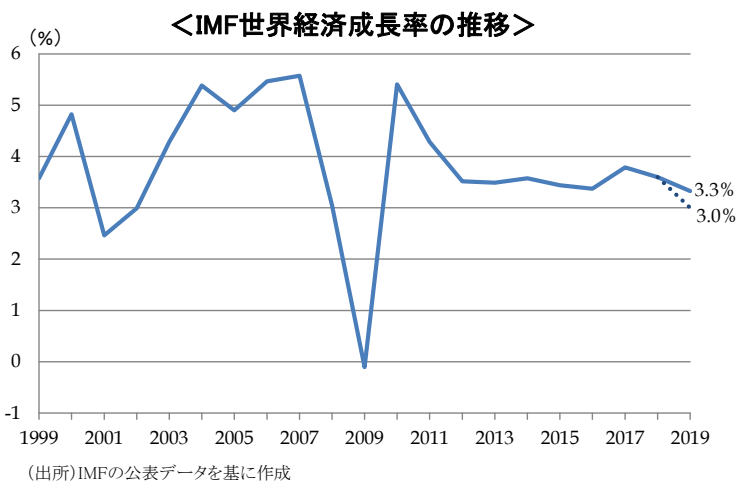
6月1日より報復関税第3弾の米国製品600億米ドル相当に対する追加関税率を引き上げることを発表した。

IMFは、貿易摩擦が米中両国の消費者やメーカーに負の影響を及ぼし、貿易を縮小させている一方で、これまでのところでは世界経済にそれほど目立った打撃を与えていないとしながらも、足元で企業心理や市場心理は冷え込んでおり、今後さらに貿易障壁が高まれば、グローバルサプライチェーンの混乱、先端技術の発展の遅れ、世界的な生産力の低下をもたらすと警鐘を鳴らしている。

追加関税の応酬については、米国の中国製品に対する輸入関税引き上げに伴う税収分はほぼすべて米国の輸入業者がコストとして負担し、一部は消費者に転嫁されており、今後関税がさらに引き上げられれば消費者の負担も増大すると指摘している。

また、関税の引き上げが貿易不均衡を是正する効果は限定的との見方も示した。今年3月の統計では、米国の対中貿易赤字は小幅に縮小したものの、同時に米国の中国向け輸出も減少したとし、貿易バランスは関税よりも相手国の需要と供給等のマクロ経済がより大きな決定要因になると強調した。

なおIMFは、貿易摩擦の影響の詳細について、6月のG20開催に合わせて報告するとしている。



◆雇用安定策の強化へ 「雇用指導グループ」を設置

国務院は22日、雇用安定政策の指導、統括、調整を任務とする「雇用指導グループ」を設置するとした通知を公布した。雇用に関する政策の審議、実施、調整、各地域の履行状況の検査等を担う。胡春華副首相をリーダーとし、人力資源・社会保障部、発展改革委員会、工業情報化部、財政部、商務部など20以上の部門から選定されたメンバーで構成される。

4月の統計によれば、都市部調査失業率は、今年の目標の5.5%前後に対し5.0%と前月から0.2ポイント改善し、足元の雇用情勢は安定している。ただ、雇用の安定・拡大は経済成長に依存することから、中国経済を取り巻く内外の環境が複雑さを増す中、政府が今後の雇用動向に危機感を抱いているものと見られる。「指導グループ」の立ち上げにより、各分野の総力を結集し、失業率や求人倍率等の統計データに基づき、雇用の観点から財政・金融政策の方向性や度合いも調整、確定していくものと見られている。

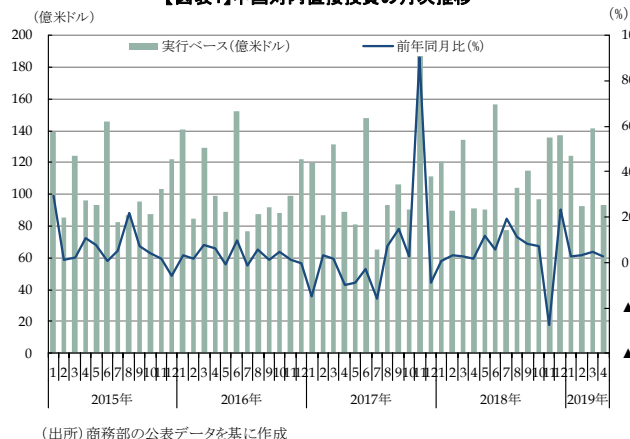
【貿易・投資】

◆4月の直接投資額 対内 2.8%増 対外 6.5%減

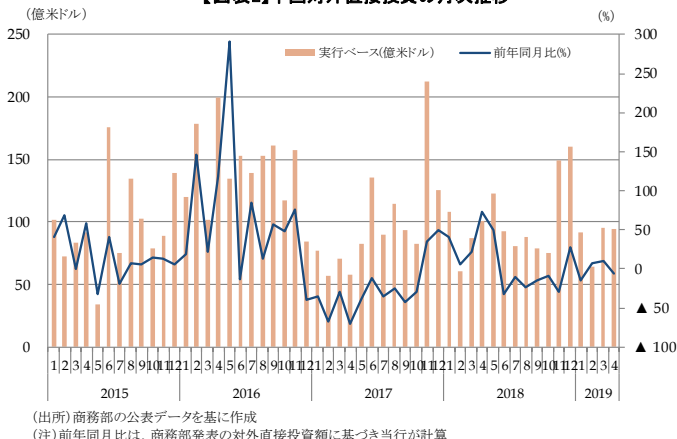
商務部は16日と20日に、4月の対内・対外直接投資(実行ベース・除く金融業)の統計を発表した。

4月の対内直接投資額は前年同月比+2.8%の93.4億米ドルと、伸びは前月の+4.9%から縮小。対外直接投資額は同▲6.5%^(注)の94.3億米ドル^(注)と、伸びは前月の+10.0%からマイナスに転じたが、金額は対内投資を上回った(図表1・2)。1-4月の累計では対内投資が前年同期比+3.5%の451.4億米ドルと増加した一方、対外投資は同▲2.6%の346.4億米ドルと減少した(図表3)。(注)商務部発表の対外直接投資額に基き当行が計算

【図表1】中国対内直接投資の月次推移



【図表2】中国対外直接投資の月次推移



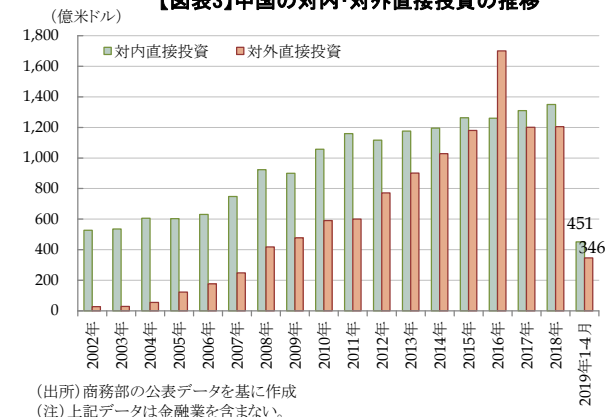
<対内直接投資>

1-4月の新規設立の外資企業数は前年同期比▲31.4%の13,039社と前年を大きく下回った一方、投資額は同+3.5%と伸びており、1件あたりの投資額が大きくなったことが窺える。

国・地域別では、日本からの投資額が前年同期比▲2.1%の13.8億米ドルと、伸びは1-3月の+1.6%からマイナスに転じた。一方、韓国からは同+108.4%の29.8億米ドル、ドイツからは同+93.2%の8.5億米ドルと、ともに約2倍に大きく伸びた。米国からは同+21.8%の12.3億米ドルと引き続き2桁の伸びを維持しているが、1-3月の+65.6%からは鈍化した(図表4)。

業種別では、製造業への投資が前年同期比+7.5%の138.9億米ドル、サービス業への投資が同+1.7%の304.0億米ドルと、引き続き製造業の伸びが高かった。

【図表3】中国の対内・対外直接投資の推移



【図表4】2019年1-4月中国対内直接投資額 (上位10カ国・地域)

順位	国・地域	投資額 (億米ドル)	前年同期比 (%)
1	香港	310.6	1.4
2	韓国	29.8	108.4
3	シンガポール	20.4	▲19.4
4	日本	13.8	▲2.1
5	台湾	13.2	▲23.7
6	米国	12.3	21.8
7	英国	8.9	0.0
8	ドイツ	8.5	93.2
9	マカオ	5.8	▲12.1
10	オランダ	5.1	▲16.4

(出所) 商務部の公表データを基に作成
(注) 前年同期比は、商務部の公表データに基き当行が計算

<対外直接投資>

1-4月の対外直接投資の国・地域別では、「一帯一路」沿線国向けの投資額が同▲1.2%^(注)の46.1億米ドルと、1-3月の+4.2%からマイナスに転じた。(注)商務部発表の対外直接投資額に基き当行が計算

また、産業別の構成比では、リース・商業サービス業が25.8%、製造業が19.7%、通信とソフト・ITサービス業が11.6%、卸・小売業が8.6%、建築業が7.9%となった。

◆1-3月のサービス貿易 輸出が前年比 10.3%増 技術・知識集約型サービスが顕著

商務部の9日の発表によると、1-3月のサービス貿易は、輸出が前年同期比+10.3%の4,634.9億元、輸入が同▲1.3%の8,284.9億元と、米中貿易摩擦の影響を受けて輸入の伸びが前年同期の2桁増からマイナスに転じたものの、輸出は引き続き2桁の伸びで堅調に推移した。サービス貿易収支の赤字幅は前年より14.3%縮小して3,650.0億元となった(図表1)。

【図表1】2019年1-3月のサービス貿易額と伸び率

	サービス輸出		サービス輸入		収支 (元)
	金額(元)	伸び	金額(元)	伸び	
2018年1-3月	4,135.2	12.6%	8,395.2	10.8%	▲ 4,260.0
2019年1-3月	4,634.9	10.3%	8,284.9	▲1.3%	▲ 3,650.0

(出所) 商務部の発表を基に作成

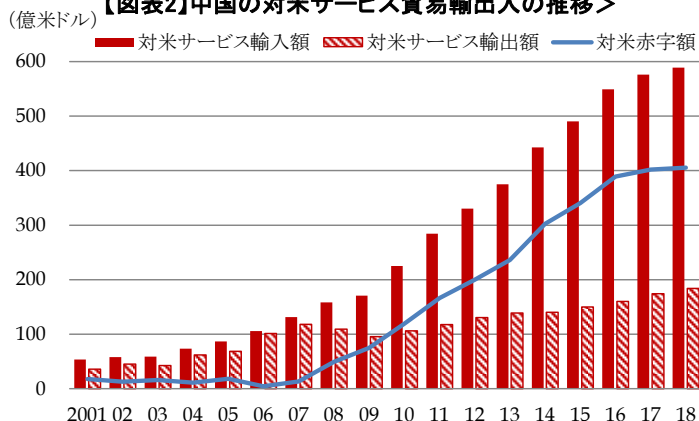
輸出を分野別に見ると、「保守修理サービス」が前年同期比+89.5%、「知的財産権使用料」が同+52.4%、「情報通信サービス」が同+15.1%、「保険サービス」が同+11.7%と、何れも平均の伸びを上回り、輸出全体を牽引した。同部は、こうした技術・知識集約型サービスの輸出増加はサービス貿易の構造改善の表れとした。

中国のサービス貿易の規模は2014年以降5年連続で米国に次ぐ世界第2位にあり、中国のモノとサービスの貿易総額に占める割合も年々上昇し、2018年は14.7%、2019年1-3月には15.6%に拡大した。

商務部は22日の記者会見で、今後、サービス分野の対外開放の拡大、サービスのデジタル化の加速、一帯一路地域との協力強化等を通じてサービス貿易を推進していく方針を示した。また、北京で隔年開催していた「中国国際サービス貿易交易会」(京交会)を今年から毎年開催に変更することを発表した。今年の京交会は5月28日から6月1日までの会期で、国内外から1,690社の企業が出展する予定。

なお、中国のサービス貿易収支を相手国別に見ると、米国は中国にとって最大の赤字国となっているが、米国商務省の発表によると、中国の対米赤字は、2008年の49.2億米ドルから2017年の402.1億米ドルまで拡大が続いたものの、2018年はほぼ前年並みの405.3億米ドルに止まり、足元では鈍化傾向が見られる(図表2)。

【図表2】中国の対米サービス貿易輸出入の推移



(出所): 米商務省経済分析局のデータを基に作成

◆中部開発地区への産業移転を促進

商務部は 19 日～20 日、江西省南昌市で「中部地域国家級経済技術開発区における産業移転受け入れに関する座談会」を開催し、中部地域の産業移転受け入れを促進していく方針を確認した。

会議では、近年、商務部が中部地域の国家級経済技術開発区に対し、イノベーションの推進、投資誘致の強化などによる受け入れを指導し、中部地域が東部等からの産業移転の重要な受け皿となっているとした。国内外の産業移転を巡っては、企業の移転先選定の新たな傾向として、労働力、土地、エネルギー等のコストの優位性のみならず、消費市場、産業技術面の環境、ビジネス環境などを重視した供給側構造改革が求められていると指摘。中部地域の開発区は、産業構造の最適化や他地域の開発区との連携を強化し、競争力を高める必要があると強調した。

なお、習近平国家主席は 20 日～22 日に江西省を視察。21 日には「中部地域振興の推進活動に関する座談会」を主宰し、中央政府の重要方針である中部地域振興に向けた活動を着実に進めることについて、デジタル化、ネットワーク化技術等の応用により製造業の質の高い発展を促すこと、公平で透明性の高いビジネス環境を創出し、民間中小零細企業の資金調達難を改善すること、東部沿海地域や海外との連携を強化し、先進製造業等の新興産業を積極的に誘致していくことなど、8 つの意見を示したという。

RMB REVIEW

◆当局による元安率制を受け急落一服

・今週(5/20～)のレビュー

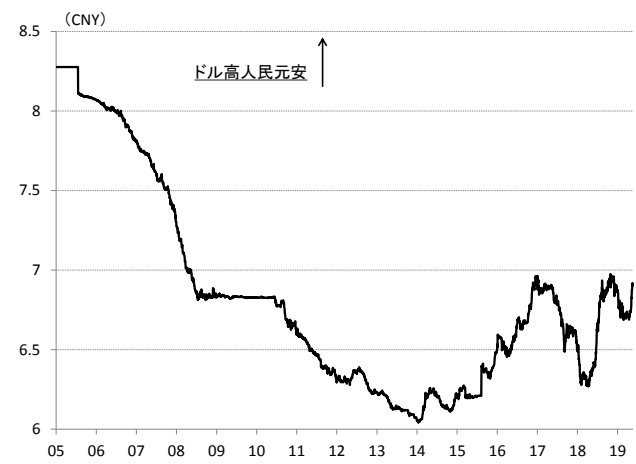
19日の潘功勝中国人民銀行副総裁による人民元の安定を維持する主旨の発言(後述)など、中国当局による人民元安率制を受け、週明け20日の人民元相場は、先週末終値6.9188から元高方向の6.8975で寄り付くと、同日に週間高値6.8951をつけ、そのまま6.9を挟んだ保ち合い色強い推移が続いた。20日には、米国が中国大手通信機器企業ファーウェイに対する規制を一時的に緩和との報道もあり、人民元がレンジ内で小幅に強含む場面もみられた。一方、22日に米国が中国の大手監視カメラ製造企業への制裁措置を検討中と報じられると、再びレンジ下限まで下落。23日に週間安値6.9217をつけ、本稿執筆時点では6.91台半ばで推移している(第1、2図)。

第1図：人民元対ドル相場(3/1～5/24の12時30分時点)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民元対ドル相場(2005年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

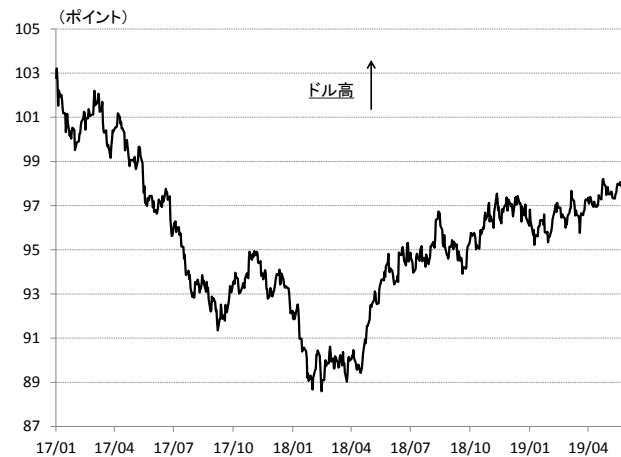
・人民元相場は、中国当局による人民元安率制などを受けて、急落が一服

今週(5/20～)の人民元の対ドル相場は、今回の下落局面における最安値こそ小幅に更新したものの、総じて6.89～6.92での保ち合い相場となり、5月6日以来2週間続いて来た急落局面が一先ず一服した。急落の引き金となった米中通商摩擦に関しては、今週も引き続き解決の目処が立たないどころか、長期化するリスクが警戒される動きさえみられていた。もっとも、ここまでの急落に対する自律的なスピード調整に加え、節目の1ドル=7人民元を前に中国人民銀行が人民元安率制スタンスを見せ始めたことで、市場参加者も当局による具体的な人民元安抑制策の発動などを警戒し始めたとみられる。今後の材料次第ではあるものの、目先は節目の1ドル=7人民元を睨み膠着感の強い相場に移行する可能性が出て来た。

今週はドルの名目実効為替レートが引き続き強含むと共に(第3図)、人民元の名目実効為替レートも過去2週間の急落が一服し、小幅に反発した(第4図)。人民元名目実効為替レートは、当局が望ましいとみていると考えられる2016年半ば以降のレンジ内での推移を続けている。

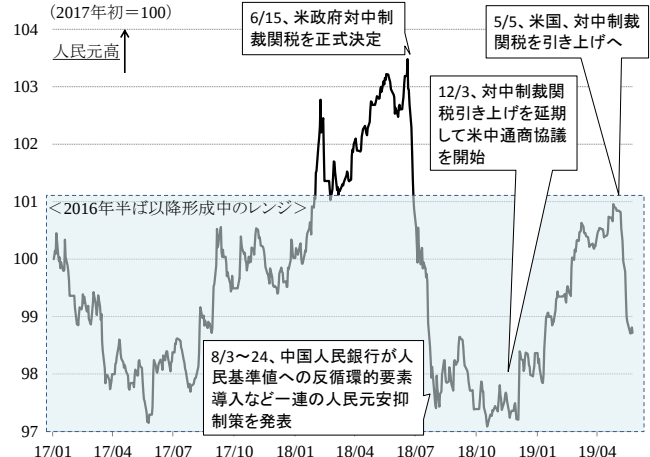
¹ 米当局は、携帯端末の保守やソフト更新など一部取引については、向こう3ヵ月間は取引を認める猶予措置を発表した。

第3図：ドル名目実効為替レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民元名目実効為替レート(2017年以降)



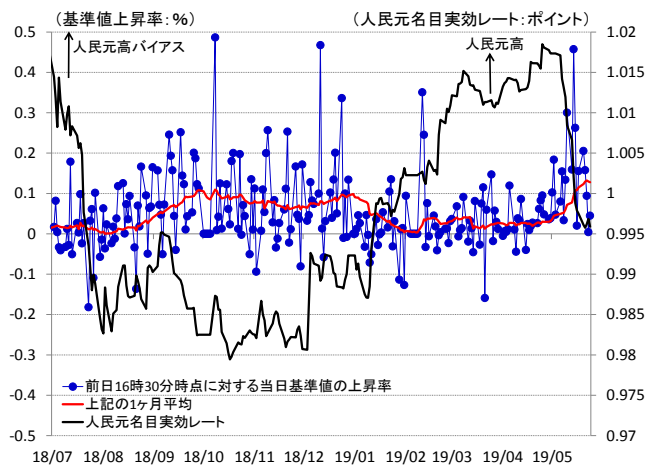
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

・基準値の設定バイアスは、引き続き人民元高方向ながら、先週よりやや低減

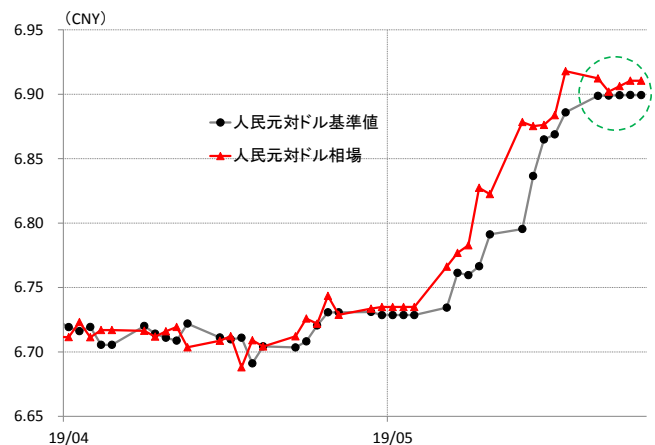
第5図は、前日16時30分の日中取引終値に基づく人民元名目実効為替レートに対する、当日9時15分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効為替レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を定点観測したものである。実効為替レートが下げ止まって来たこともあり、今週の同比率は、前週と比べてやや人民元高方向(プラス)への振れが弱まったものの、当局は人民元名目実効為替レートの急落を引き続き警戒しているとみられる。人民元の対ドルでの基準値は、今週6.9丁度付近でほぼ横ばいに設定されていた(第6図)。

第5図：基準値設定による人民元誘導スタンス(日次)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：人民元対ドル基準値と人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・米中通商摩擦は依然対立解消に向けた動きはみられず

先週15日に、米国が中国の大手通信機器企業ファーウェイに対する事実上の禁輸措置を発表し、両国の対立はさらに深まったが、今週も対立解消に向けた動きは特に見られなかった。逆に21日付のニューヨーク・タイムズ紙などが、米国が中国の大手監視カメラ製造企業に対して、ファーウェイ社と同等の措置を講じることを検討と報じた(第7図)。中国では今週に入り、1950年代の朝鮮戦争を描いた映画がゴールデンタイムに放映されるなど、米国との対立の長期化を国民に暗示・準備させるような動きがみられていると指摘されている。

こうした中、22日にムニューシン米財務長官は、中国からの輸入3,000億ドルに対する制裁関税(第4弾)の発動は、同日から30日～45日後以降になると述べた。米国は、引き続き6月28～29日の大阪G20サミットで開催の可能性がある米中首脳会談を視野に圧力を強めて中国から譲歩を引き出そうとしているようだ。

第7図：米中通商協議に関する最近の動向

日時	発言者など	内容
5月		
5日	トランプ大統領	5月10日より中国からの輸入2,000億ドルに対する制裁関税率を10%から25%へ引き上げる。
9日～10日	—	米中閣僚級通商協議を再開(ワシントン)。
10日	米国政府	5月10日から予告通り中国からの輸入2,000億ドルに対する制裁関税率を10%から25%へ引き上げを開始。
13日	中国政府	米国からの輸入600億ドルに対する制裁関税率を、6月1日から10%から25%へ引き上げる。
13日	米国政府	中国からの輸入約3,000億ドルに対する制裁関税率を6月末以降に25%に引き上げる手続きの詳細を公表。
13日	トランプ大統領	6月の大阪G20サミットで習近平中国国家主席と会談する。
14日	トランプ大統領	中国との協議が成功か3～4週間以内にわかるだろうが、成功すると感じている。
15日	米当局	ファーウェイへの事実上の禁輸措置を発動。
21日	米当局	中国の大手監視カメラ製造企業に対してファーウェイ社と同様の措置を検討(ニューヨーク・タイムズ紙)。
22日	ムニューシン財務長官	中国に対する第4弾の制裁関税発動は、今後30日～45日以降になる見込み。

(資料) 各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・中国人民銀行は、人民元の急落を牽制

19日に、潘功勝人民銀行副総裁(国家外為管理局長)に対する、最近の人民元外為市場に関しての雑誌のインタビューの内容が中国人民銀行のホームページに掲載された(第8図)。特に目新しい内容は無いが、人民元相場の変動に対しては、十分な抑制手段を保有していると改めて表明しており、足元の人民元安を牽制したものと考えられる²。

また、ロイター通信などによると、21日に中国人民銀行は、詳細には言及しなかったものの、近いうちに香港で人民元建て債券を発行するとした。同行は、香港金融市場における高格付けの人民元建て資産の選択肢を充実させるためとして、昨年11月以降、3ヵ月ごとに人民元建て債券を発行しており、先週15日に200億人民元の同債券を発行したばかりである。同債券の発行は、主に香港市場で取引されるオフショア人民元(CNH)の流動性を吸収してCNH金利を引き上げる効果もある。このタイミングでこうした方針を敢えて発表したのは、CNHのショートポジション造成・売り圧力を牽制する意図があったと考えられる。

第8図：5月19日の潘功勝人民銀行副総裁の人民元外為市場動向に関するコメント(概要)

- ・中国経済は、主要指標が合理的な範囲にあり、全体として円滑に推移。適切な景気支援策により、流動性は十分に維持され、信用創造も速い成長率を維持。海外からの資本流入増加と外貨準備残高の安定した増加、全体的に安定した期待などを背景に、今年の人民元外為市場は円滑に機能している。
- ・対外、対内双方向の金融セクターの開放をさらに推進し、外国為替管理の改革を深化させる。
- ・ここ数年、我々は人民元相場の変動への対処を通して、豊富な経験や政策ツールオプションを蓄積して来た。状況が変化すれば、それに合わせて、マクロプルーデンス管理強化のため、必要な反循環的措置が実施される。また、人民元外為市場の秩序を維持するため、法律・規制違反は厳重に取り締まる。

(資料) 中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週(5/27～)の見通し

来週の人民元相場においても、引き続き米中通商摩擦に関する報道が注目される。現時点では両国による対立の解消の兆しは見込み難い。グローバル経済への悪影響から、リスク資産売りでドルも底堅く推移し易く、人民元安圧力は引き続き熾ろう。

² 23日には劉国強中国人民銀行副総裁も、人民元相場を合理的な均衡水準で安定させることに自信を持っている主旨の発言を行なった。

MUFG BK CHINA WEEKLY (May 29th 2019)

一方、節目の1ドル=7 人民元が近づく中で、中国当局による人民元安率制スタンスも明確となりつつあり、市場もこれを意識し始めている。通商摩擦関連の報道・材料次第では、さらに人民元安が進む展開もあり得るが、下落ピッチはこれまでと比べ鈍化して来よう。通商摩擦に関して大きな材料が出ずに膠着状態となれば、来週も今週同様足元の 6.89~6.92 近辺での保ち合い色強い推移が続こう。尚、31 日(金)に 5 月分製造業 PMI が発表される(前回 50.1、市場予想 50.0)。人民元相場への直接的なインパクトは限定的とみられるが、今後の中国景気の持ち直しの行方をみる上で、手掛かりとなり得よう。

(5 月 24 日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2019.05.20	6.8975	6.8951~ 6.9170	6.9141	0.0003	6.2787	-0.0265	0.8809	0.0001	7.7186	-0.0055	2.8000	3,006.49	-12.19
2019.05.21	6.9094	6.8988~ 6.9199	6.9166	0.0025	6.2798	0.0011	0.8808	-0.0001	7.7082	-0.0104	2.7500	3,043.53	37.04
2019.05.22	6.9060	6.8992~ 6.9166	6.9040	-0.0126	6.2505	-0.0293	0.8797	-0.0011	7.7049	-0.0033	2.5000	3,028.59	-14.94
2019.05.23	6.9100	6.9089~ 6.9217	6.9190	0.0150	6.2763	0.0258	0.8813	0.0016	7.7030	-0.0019	2.6000	2,987.54	-41.05
2019.05.24	6.9110	6.8995~ 6.9146	6.9050	-0.0140	6.3006	0.0243	0.8794	-0.0019	7.7226	0.0196	2.5500	2,988.10	0.56

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

中国の外商投資法の概要

黒田法律事務所

弁護士 鈴木龍司

中国弁護士 包 香玉

<概要>

- ◇ 更なる対外開放の拡大、外商投資の促進及び保護等のため、外資三法（中外合弁経営企業法、独資企業法及び中外合作経営企業法）に取って代わる外商投資に関する基本的な法律として、外商投資法が制定された。なお、同法の施行と同時に外資三法は廃止される。
- ◇ 同法の主な内容としては、（1）合弁会社の組織機関に影響を及ぼす内容、（2）利益分配に影響を及ぼす内容、及び（3）知的財産権に影響を及ぼす内容が挙げられる。
- ◇ 同法は、特に現行の合弁会社の組織機関に対して大きな影響を及ぼす。経過規定によって 5 年間の猶予はあるものの、中方当事者との交渉（特に董事会の全会一致決議事項）が必要となる可能性もあることから、速やかにその対応に着手すべきである。

1. 立法の背景

中国では 1979 年に中外合弁経営企業法¹（以下「合弁法」といいます）、1986 年に独資企業法²、1988 年に中外合作経営企業法³（以下これらを総称して「外資三法」といいます）が相次いで制定され、また国務院、関連部門、地方政府によって、多くの外資三法の施行に関する付属的な法令法規及び規則が制定されました。外資三法は、中国における外商投資企業の発展のために、良好な法治環境を創出し、改革開放の進展に重要な役割を果たしてきたといえます。その後、対中投資案件が順調に推移していく中で、全国人民代表大会常務委員会は、2013 年に、まずは自由貿易試験区内において外資三法の外商投資企業の審査許可等に関する規定を一時的に調整し、参入前における内国民待遇＋ネガティブリストによる管理方式の試行を開始し、2016 年には、自由貿易試験区で得た複製可能・普及可能な経験を全国に普及させるべく外資三法の修正を行いました。

もともと、更なる対外開放の拡大、外商投資の促進及び保護等のため、外資三法に代わる新たな法規の必要性が意識されるようになってきました。これを受け、外資三法に取って代わる外商投資に関する基本的

¹ 中華人民共和国全国人大常務委員会委員長令第7号、1979年7月8日公布、同日施行、2016年9月3日最終改正公布、2016年10月1日最終改正施行

² 中華人民共和国主席令第39号、1986年4月12日公布、同日施行、2016年9月3日最終改正公布、2016年10月1日最終改正施行

³ 中華人民共和国主席令第4号、1988年4月13日公布、同日施行、2017年11月4日最終改正公布、2017年11月5日最終改正施行

な法律として、外商投資法⁴(以下「本法」といいます)が制定されました。なお、本法の施行と同時に外資三法は廃止されます(本法第 42 条第 1 項)。

2. 本法の主な内容

本法の主な内容は以下のとおりです。

(1) 合弁会社の組織機関に影響を及ぼす内容

合弁会社はこれまで、合弁法等に基づき、会社法上の規定とは異なる組織機関を有するのが一般的でした。しかし、本法の施行と合弁法の廃止に伴い、この点に大きな変動が生じます。具体的な内容は以下のとおりです。

影響が及ぶ事項	合弁法の規定	本法及び会社法の規定(有限責任会社の場合)
会 社 の 組 織 機 関、意思決定	董事会が合弁会社の最高権力機関(合弁法实施条例 ⁵ 第 30 条)	全株主により構成される株主会が会社の最高権力機関(本法第 31 条、会社法 ⁶ 第 36 条)
議決比率	董事会の全会一致決議事項(合弁当事者に拒否権がある事項)がある ①合弁会社の定款の修正 ②合弁会社の中途終了、解散 ③合弁会社の登録資本の増加、減少 ④合弁会社の合併、分割 (合弁法实施条例第 33 条)	株主会の特別決議事項があるが、全会一致ではなく、3 分の 2 以上の議決権を代表する株主による可決 ①会社定款の修正 ②登録資本の増加又は減少の決議 ③会社の合併、分割、解散又は会社形態の変更 (本法第 31 条、会社法第 43 条)
董事の任期	董事の任期は 4 年(合弁法实施条例第 31 条)	董事の任期は 3 年以下(本法第 31 条、会社法第 45 条)

(2) 利益分配に影響を及ぼす内容

利益分配について、合弁会社では以下のとおりとされていました(合弁法实施条例第 76 条)。

- ① 利益からいわゆる三項基金⁷(準備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金)を控除する(控除比率は董事会が確定)
- ② 三項基金を控除した後の分配可能利益は、董事会が分配する旨を確定した場合、各合弁当事者の出資比率に従って分配する

⁴ 中華人民共和国主席令第26号、2019年3月15日公布、2020年1月1日施行

⁵ 中華人民共和国国务院が1983年9月20日公布、1983年9月20日施行、2019年3月2日最終改正公布、2019年3月2日最終改正施行

⁶ 中華人民共和国主席令第 16 号、1993 年 12 月 29 日公布、1994 年 7 月 1 日施行、2018 年 10 月 26 日最終改正公布、2018 年 10 月 26 日最終改正施行

⁷ 独資企業では、準備基金及び従業員奨励福利基金を控除しなければならないとされています(独資企業法実施細則第56条第1項)。

これに対して、本法の施行と合弁法の廃止に伴い、利益分配についても変動が生じます。すなわち、①の点については、法定準備金のみを控除すればよくなります(本法第 31 条、会社法第 166 条第 1 項)。また、②の点については、実際に払い込んだ出資の比率に応じて配当金を受け取るのが原則であるものの、全株主が出資比率に応じて配当金を受け取らない旨を約定している場合はこの限りではありません(本法第 31 条、会社法第 34 条)。

(3) 知的財産権に影響を及ぼす内容

本法では、外国投資者及び外商投資企業の知的財産権の保護を強化するため、外資三法には存在しなかった外商投資企業の知的財産権の保護の規定が新たに設けられています。具体的には、以下のとおりです。

「外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者及び関連権利者の適法な権益を保護する。知的財産権に対する侵害行為は、厳格に法に従って法的責任を追及する。外商投資の過程における自由意思の原則及び商業規則に基づく技術提携の実施を奨励する。技術提携の条件は、各投資者が公平の原則に則って対等に協議して確定する。行政機関及びその職員は行政手段を利用して技術の譲渡を強制してはならないものとする」(本法第 22 条)。

本条の規定自体は、抽象的な内容と言わざるを得ませんが、今後の具体的な法令の制定、改正の原則として機能することが期待されます。なお、本法の制定とほぼ同時期である 2019 年 3 月 2 日に、技術輸出入管理条例⁸の改正が行われ、同条例第 24 条第 3 項(第三者の権利不侵害に関する保証責任規定)、第 27 条(改良技術が技術受入側に帰属する旨の規定)、第 29 条(不平等・不合理な制限規定の禁止)の削除が行われたことも注目に値します。

(4) その他の内容

上記(1)～(3)の内容のほか、本法の主な規定は以下のとおりです。

ア 外商投資の画定について

外商投資とは、外国の自然人、企業又はその他の組織(以下「外国投資者」といいます)が直接的又は間接的に中国国内において行う投資活動を指し、次に掲げる状況が含まれると規定されています(本法第 2 条第 1 項)。

- ① 外国投資者が単独で、又は他の投資者と共同で、中国国内において外商投資企業を設立すること
- ② 外国投資者が中国国内企業の株式、持分、財産における割り当て又はその他の類する権益を取得すること

⁸ 中華人民共和国国務院が2001年12月10日公布、2002年1月1日施行、2019年3月2日最終改正公布、2019年3月2日最終改正施行

- ③ 外国投資者が単独で、又は他の投資者と共同で、中国国内において新プロジェクトに投資すること
- ④ 法律、行政法規又は国務院が定めるその他の方式による投資。

イ 参入前における内国民待遇＋ネガティブリストによる管理

外商投資に対して参入前における内国民待遇＋ネガティブリストによる管理制度を実行する旨が明記されています。なお、ここでいう「参入前における内国民待遇」とは、「投資・参入の段階において外国投資者及びその投資に対して自国の投資者及びその投資に対する待遇を下回らない待遇を与えること」を、「ネガティブリスト」とは、「中国の規定により特定の分野において外商投資に対して実施される参入特別管理措置を指す」と規定されています(本法第 4 条第 1 項、第 2 項)。

ウ 関連立法における外商投資者の意見募集

外商投資に関する法令法規、規則を制定する場合、適切な方式を採用して外商投資企業の意見及び提言を募集しなければならない旨、外商投資に関する規範性文書、裁判文書等は、法に従って遅滞なく公布しなければならない旨が規定されています(本法第 10 条)。

エ 財産徴収の原則禁止

中国は外国投資者の投資について徴収を実行しないものとする旨、特別な状況下において、中国は公共の利益のための必要から、法律の規定に従って外国投資者の投資について徴収又は収用を実行することができる旨、徴収、収用は、法定の手続に従って行い、かつ遅滞なく公平かつ合理的な補償を与えなければならない旨が規定されています(本法第 20 条)。

オ 利益の自由な送金等

外国投資者は、中国国内における出資、利益、キャピタルゲイン、資産の処分による所得、知的財産権の使用許諾料、法に従って取得する補償又は賠償、清算所得等について、人民元又は外貨による被仕向送金、仕向送金を法に従って自由にできる旨が規定されています(本法第 21 条)。

カ 行政許可

外国投資者が法に従って許可の取得が必要な業種、分野において投資を行う場合、法に従って関連許可手続を行わなければならない旨、他方で、関連主管部門は、内資と一致した条件及び手続に従って外国投資者の許可申請を審査しなければならない(但し、法律、行政法規に別段の定めがあるときは除く)旨が規定されています(本法第 30 条)。

キ 情報の報告

外国投資者又は外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に対して投資情報を報告しなければならない旨が規定されています(本法第 34 条)。

ク 経過規定

外資三法に基づき設立された外商投資企業について、本法施行後 5 年以内においては、従来の企業組織形態等を継続して保留することができる旨が規定されています(本法第 42 条第 2 項)。

3. 注意点

まず、上記 2(1)のとおり、本法の施行は、現行の合弁会社の組織機関に対して大きな影響を及ぼします。上記 2(4)クのとおり、経過規定によって 5 年間の猶予はあるものの、中方当事者との交渉(特に董事会の全会一致決議事項)が必要となる可能性もあることから、速やかにその対応に着手すべきであると考えられます。

次に、その他の本法の規定内容には抽象的なものも含まれますが、本法が有効に実施されるようにするため、現在、中国政府において関連する付属的な法令法規、規則の制定作業をすでに開始していると思われます。また、2020 年 1 月 1 日の本法の施行に合わせるため、当該作業のうち年内に終了するものも少なくないと予想されます。このため、関連する法令法規、規則の制定の動向及びその内容にも引き続き注意を払う必要があると考えます。

以上

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2019 年 6 月 29 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>